

れば、之が前に述べたる鐵勒九姓團體の一部なりしが爲なりとも見られ、更に(3)又回鶻が天寶三載の頃より鐵勒の九姓を従へ、之を支配するに至りしが爲、換言すれば、回鶻は此の時以來鐵勒の九姓より成りしが爲なりとも考へらる、思結・同羅・拔曳固等が皆九姓の稱を冠するは、此等の諸部が各々九姓より成立したるが爲には非ること疑無きと共に^⑦、鐵勒の九姓團體を統一したる思結・同羅・拔曳固の意にも非ることは、回鶻が九姓を統合し、其の可汗となりし後に於ても前掲(二)及び(五)の例に於て認むるが如く、九姓拔曳固、九姓同羅の名稱の存するによりても明らかにして、必ず彼等が鐵勒の九姓團體に屬したるより生じたるものなりと思はるゝ以上、之と全く同一形式なる九姓回鶻の名も、亦同様の事情によりて生じたるもの、即ち(2)の場合と見るを以て穩當とすべきが如くにも思はる、然れども九姓回鶻なる名は、余輩の知れる限りに於ては、實際上天寶年間に回鶻が鐵勒九姓部の可汗となりたる後に於て史上に現はるゝものなるよりすれば、唐會要が「天寶初迴紇葉護逸標苾、襲滅突厥小殺之孫烏蘇米施可汗、未幾自立爲九姓可汗、由是至今兼九姓之號」と記し、回鶻の首領が「鐵勒」九姓の可汗と成りしより、九姓の號をも兼て九姓回鶻可汗と稱するに至れりと説明せるは、史上の事實と抵觸する所なし、從ひて此解釋を根據とする時は九姓回鶻なる名も亦同様に回鶻が九姓を従へたるより起れるもの、即ち(3)の場合によりて生じたる名稱と解せざる可らざるが如し、^⑧たゞ注意すべきは、此の解釋は必ず天寶三載裴羅が九姓の可汗となりたる以後に於て起りたる九姓回鶻の名に對してのみ加へ得べきものにして、萬一之より以前に同一の名稱が存したりとすれば、(余輩は今此の名稱の存するを知らざれ)そは全く別種の意義を有するものなりと見ざる可らざることなりとす、余輩は今此の名稱の起原を以て上に述べたる何れの場合に該當するかを明確に定むるを躊躇するものなれども、果して此の名稱が裴羅が九姓可汗と成り